

兵庫県 在留資格別外国人数

単位:人

年		2015.6	2016.6	2017.6	2018.6	2019.6	
総数		97,043	99,938	103,505	107,708	112,722	
在留資格	該当例						
就労が認められる	教授	大学教授等	227	229	228	210	207
	芸術	作曲家, 画家, 作家等	7	5	4	7	6
	宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	352	346	351	337	346
	報道	外国の報道機関の記者, カメラマン等	-	-	-	-	-
	高度専門職	高度な研究、技術、経営活動を行う者(修士号・博士号取得等により優遇措置のある在留資格)	5	37	99	156	188
	経営・管理	企業等の経営者, 管理者等	406	479	533	589	594
	法律・会計業務	弁護士, 公認会計士等	-	-	-	-	-
	医療	医師, 歯科医師, 看護師等	37	47	55	68	99
	研究	政府関係機関や企業等の研究者等	83	74	68	67	72
	教育	高等学校, 中学校等の語学教師等	541	551	559	596	630
	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	3,119	3,566	4,122	5,058	6,503
	企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	338	347	328	352	430
	介護	介護福祉士				3	28
	興行	俳優, 歌手, プロスポーツ選手等	64	60	72	64	79
	技能	外国料理の調理師, スポーツ指導者等	876	900	920	840	870
	特定技能1号	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人					5
	特定技能2号	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人					-
技能実習	技能実習生	5,354	6,271	7,801	9,257	12,051	
就労の可否は指定される活動による	特定活動	外交官等の家事使用人, ワーキングホリデー等	542	655	839	915	1,016
原則として就労が認められない	文化活動	日本文化の研究者等	81	81	84	89	65
	留学	大学, 専門学校, 日本語学校等の学生	6,931	8,477	9,523	11,130	11,398
	研修	研修生	17	24	28	27	19
	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者, 子	3,840	4,060	4,371	4,832	5,254
身分・地位に基づく在留資格	永住者	永住許可を受けた者	22,933	23,659	24,284	24,853	25,523
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	4,177	4,113	4,149	4,116	4,121
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者, 我が国で出生し引き続き在留している実子	883	909	981	1,086	1,092
	定住者	日系3世, 外国人配偶者の連れ子等	4,223	4,154	4,353	4,368	4,467
	特別永住者	第2次世界大戦終戦前から引き続き居住している在日韓国人・朝鮮人・台湾人およびその子孫	42,007	40,894	39,753	38,688	37,659